

令和7年度第5回早島町上下水道料金等審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年3月30日(月)10:00～12:00
- 2 場 所 早島町庁舎3階 全員協議会室
- 3 出席者 出席委員9名
川本会長、山野副会長、河田委員、小林委員、近藤委員、田邊委員、坪井委員、中桐委員、山下委員
事務局4名
安原都市整備部長、田頭環境上下水道課長、平松環境上下水道課長補佐、藤原環境上下水道課係長
- 4 傍聴者 0名
- 5 会 議 (1) 答申(案)について
(2) 答申

<意見・質疑等(要旨)>

(1) 答申(案)について

(委員)

広報紙4月号で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の用途や、水道料金の減免が令和8年度末まで継続されることが明確に示されており、住民にとって分かりやすい内容となっている。

また、前回の審議会では他団体の参考資料があり、倉敷市では2年間段階的に値段が変わっていくとあった。早島町では、5年間という文面はあるものの、もう少しわかりやすく説明すれば受け取る側も安心するのではないかと。

(会長)

資料2の8ページの(6)の下から2行目、「検討されたい」の後に「緩和措置を行う場合には、わかりやすく周知をお願いしたい」というような表現を入れていただくということでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

追加で、広報する際には文章ばかりでなく図や表を用いて視覚的に示すことで、特に高齢者にも配慮した情報提供になるのではないかと。

(会長)

7ページの(1)の下から2行目「広報においては…」のところをより強調して「広報全般においては…」という形にさせていただくという形でしょうか。

(委員)
異議なし。

(会長)
他に意見はあるか。

(委員)
意見なし。

(会長)
今回いただいた意見をもとに修正しましたので、一緒に確認していただきたい。
(1)の下から2行目の「広報全般においては…」というところで、修正いただいている。そして、(6)のところで、「また、緩和措置を行う場合は、内容を正しく理解できるよう、分かりやすい情報提供に努められたい」という形で付帯意見を修正いただくことでよろしいか。

(委員)
異議なし。

(会長)
それではこれで答申を確定してよろしいか。

(委員)
異議なし。

(2) 答申
会長が答申書を佐藤町長に渡す。